処理年月日

「会和 7年10月 1日 から 会和 7年10月15日 齿利门 今和 7年10日90日作成 1 百

| 【审和7年10月1日 | から 令和 7年10月1 | 5日 歯科」 | | |
|-----------------------------|-----------------|---|-----|--|
| 医療機関番号 | 医療機関名称 | 医療機関所在地 | 病床数 | 受理内容 |
| 01,3710,3 | Wellかむ矯正歯科 | 〒730-0013 広島市中区八丁堀3-8 ハイネス白峯ビル404 | | 初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準 (歯初診)第1864号 算定開始年月日:令和 7年10月 1日 |
| 01,3768,1 | | 〒732-0063 広島市東区牛田東二丁目 12番36号 | | 医療DX推進体制整備加算 (医療DX)第2000号 |
| 02,3267,2 | 小早川歯科医院 | 〒739-1734 広島市安佐北区口田4丁 目9-23 | | 医療 D X 推進体制整備加算 (医療 D X)第346号 |
| 02,3522,0 | くにはら歯科医院 | 〒733-0012 広島市西区中広町2丁目 17-8 | | 初診料 (歯科) の注 I に掲げる基準 第2000 第1865号 第 |
| 02,3729,1 | はまもと歯科クリニッ ク | 〒730-0853 広島市中区堺町1丁目4 -7 | | 在宅歯科医療推進加算 (在推進)第136号 |
| 02,3746,5 | おごろち歯科・矯正歯科 | 〒731-0144 広島市安佐南区高取北一 丁目4番25-1号 | | 手術用顕微鏡加算 (手顕微加)第257号 |
| 1 <u>5,</u> 3 <u>14</u> 9,4 | 堤歯科医院 | 〒720-0064 福山市延広町 5 — 6 | | (根切顕微) 第245号 |
| <u>15,3220,3</u> | まえおか歯科医院 | 〒720-0092 福山市山手町4丁目18 | | 医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第2119号 |
| <u>15,3268,2</u> | - 小倉歯科グリニック | 〒721-0973 福山市南蔵王町5丁目1 6-35 | | 歯科技工士連携加算 I 及び光学印象歯科技工士連携加算 (歯技連 1) 第387号 算定開始年月日: 令和 7年10月 1日 光学印象 (光印象) 第275号 算定開始年月日: 令和 7年10月 1日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー (歯CAD) 第1796号 算定開始年月日: 令和 7年10月 1日 |
| 15,3347,4 | ふじた歯科クリニック | 〒720-1133 福山市駅家町大字近田 1 19-1-2 | | 医療DX推進体制整備加算 (医療DX)第2116号 |
| 25,3059,4 | ふじ歯科クリニック | 〒739-0007 東広島市西条土与丸1丁 目5-26 | | 手術用顕微鏡加算 (手顕微加)第256号 算定開始年月日:令和 7年10月 1日 歯根端切除手術の注3 (根切顕微)第244号 算定開始年月日:令和 7年10月 1日 |

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年10月 1日 から 令和 7年10月15日 歯科]

令和 7年10月20日作成 2 頁

| [[[]]]]] | から 中和 7年10月1 | <u> 3日 </u> | | | 〒和7年10月20日作成 2 貝 | |
|-----------------|----------------------|---|-----|---|---|--|
| 医療機関番号 | 医療機関名称 | 医療機関所在地 | 病床数 | 受 理 内 容 | | |
| 27,3013,7 | 医療法人社団つくも会 藤岡歯科医院 | 〒738-0042 廿日市市地御前1-9- 30 | | 口腔細菌定量検査 (口菌検)第36号 | 算定開始年月日:令和 7年10月 1日 | |
| 27,3088,9 | 三島歯科医院 | 〒738-0013 廿日市市廿日市2-3- 17 | | 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) (歯外在ベI)第775号 | 算定開始年月日:令和 7年 9月 9日 | |
| 32,3089,7 | あおぞら歯科医院 | 〒735-0005 安芸郡府中町宮の町1丁 目1-26 | | 医療DX推進体制整備加算 (医療DX)第2117号 | 算定開始年月日:令和 7年10月 1日 | |
| 48,3022,4 | | 〒729-4211 三次市吉舎町吉舎 1 5 8 4 - 1 | | 医療DX推進体制整備加算 (医療DX)第934号 在宅患者訪問診療料(I)の注13(在宅患者を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8 DX情報活用加算 (在宅DX)第125号 | 算定開始年月日:令和 7年10月 1日 訪問診療料(II)の注6の規定により準用する場合 及び歯科訪問診療料の注20 に規定する在宅医療 算定開始年月日:令和 7年10月 1日 | |
| | | | | | | |